

組合速報 コロナ第30報

2023年8月21(月) 12時
静岡県消防設備保守点検業
協同組合 (理事長 西川和宏)

組合員、組合関係各位

国の情報は「内閣官房広報室HP」から！
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>
 静岡県内の情報は「静岡県HP」から！
<http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19.html>

★ 5月8日(2類→5類)以降は？

- 前回報 (R5.2.24付・第29報) から約6か月。この間、新型コロナウイルス感染症の扱いは大きく変わりました(P3)。しかし、5類に移行したからといって、新型コロナウイルスの感染力・重症化リスク等が変わった訳ではありません。今回報では「現在の状況」・「個人としての注意点」・「新型コロナ対策」の3点をお伝えします。
- 全国では、令和5年4月以降、緩やかな増加傾向が続き、現在は横ばい(厚生労働省HP/R5.8.21現在)。今から2か月前、政府分科会の尾身会長は、岸田総理に面会 (R5.6.26) した後「地域で差はあるが、全国的には微増傾向にあると思われる。第9波が始まっている可能性がある」と発言しています。注意が必要！
- 令和5年8月9日(水)、厚生労働省は、都道府県等の衛生主管部(局)へ「新型コロナウイルス感染症に関する住民への注意喚起等の目安」を事務連絡(要旨下記)しました。

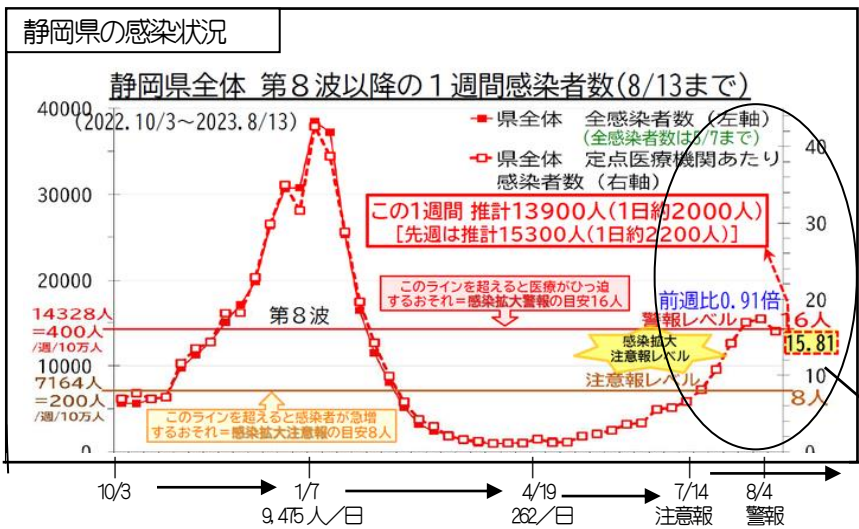


新規患者数は、4月以降緩やかな増加傾向にあり、5類移行後も11週連続で増加が継続。直近では、全国の定点当たり報告数が15を超え、地域別でも42都府県で前週より増加傾向にある。(略) このため、(略) 各都道府県が住民等に注意喚起を行う際の参考となるタイミングの目安を暫定的に整理し事務連絡など。(略)

★ 厚生労働省の発表(8/17木) / 全国約5,000定点医療機関・8/7-8/13
 感染者数(全国) = 67,070人 (対前週比▲10,867人)
 1医療機関当り = 14.16人 (同 ▲1.65人)

横ばい(現在)

1 現在の状況 — 静岡県は「感染拡大注意報(県独自)」を発令中 —



令和5年第30週 (R5.7.24~7.30) 県全体の定点医療機関当たり患者数が「16.92人」。県独自の「感染拡大警報」発令基準を超えたので **8月4日(金)**、「感染拡大警報」を発令。

さらに、第31週 (R5.7.31~8.6) は「17.42人/定点」。引き続き「感染拡大警報」発令を継続。

しかし、第32週 (R5.8.7~8.13) は「15.81人/定点」。「感染拡大注意報」へ引き下げられた。

注意報レベル・・・感染者が急増する怖れがある状況
 警報レベル・・・感染者の急増が続き、医療のひっ迫のおそれがある状況

→ 第33週分はR5.8.25(金)公表予定

(1) 感染状況の把握・公表

令和5年5月7日(日)をもって、感染者数の毎日の全数把握が終了。同年5月8日(月)以降は、あらかじめ指定した医療機関(県内139か所・全国約5,000か所)による感染動向の把握(定点把握)に変更された。感染者数等については、週1回、国は木曜日、県は金曜日に1週間分の「感染者数」・「定点医療機関当たり患者数」を公表する。

静岡県 ; <https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/covid19/kansenjoukyou/1053777/index.html>

厚生労働省 ; https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00086.html

(2) 医療状況・感染状況の評価レベル(静岡県独自の基準)

静岡県は、「医療状況」については、5つの指標のうち4つの指標が目安値を超えたため、県新型コロナウイルス感染症対策専門会議の意見も踏まえ、総合的に判断した結果、「地域や医療機関によっては医療のひっ迫が始まっている」状態と判断。令和5年7月28日(金)から医療状況の評価レベルを「医療ひっ迫注意レベル(レベル2)」に引き上げた。

また、「感染状況」については、発令基準(下表)に基づき、県全体評価レベルの発令を行う。令和5年7月14日(金)に「感染拡大注意報」を発令し、同年8月4日(金)には「感染拡大警報」を発令したが、同年8月18日(金)に「感染拡大注意報」へ引き下げた。

感染状況	医療状況
感染拡大警報 (R5.8.4金~8.17木)	医療ひっ迫警戒レベル(レベル3)
感染拡大注意報 (R5.7.14金~8.3木) (R5.8.18金~)	医療ひっ迫注意レベル(レベル2) R5.7.28金~
	医療通常レベル(レベル1) R5.3.4土~7.27木

< 静岡県独自の感染拡大警報・注意報(発令基準) > R5.5.12(金)公表資料で確認

発令報	対象地域	県全体	※ 患者数は、1 定点医療機関当たり		
			東部地域	中部地域	西部地域
感染拡大 警報		16.00人	20.00人	14.00人	16.00人
同 注意報		8.00人	10.00人	7.00人	8.00人

(3) 直近の状況 R5.8.18(金) 公表

○ ; 警報 △ ; 注意報

静岡県		県全体	※ 患者数は、1 定点医療機関当たり			公表日
R5年(週)			東部地域	中部地域	西部地域	
第32週 8/7-8/13	患者数	2,198人	1,082人	527人	589人	8/18 (金)
	1医療機関	15.81人	21.64人	12.55人	12.53人	
第31週 7/31-8/6	患者数	2,421人	1,130人	559人	732人	8/10 (木)
	1医療機関	17.42人	22.60人	13.31人	15.57人	
第30週 7/24-7/30	患者数	2,352人	1,124人	519人	709人	8/4 (金)
	1医療機関	16.92人	22.48人	12.36人	15.09人	

2-1 個人としての注意点（マスク）（R5.3.13 から）／厚生労働省HP

～令和5年3月12日（日）まで「屋外は原則不要・屋内は原則着用」が
令和5年3月13日（月）から「マスク着用は個人の判断」。

「周囲の方に感染を広げない」 → マスクを着用しましょう！

- ・ 受診時、医療機関・高齢者施設等を訪問する時
- ・ 通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時

「自分を感染から守る」 → マスク着用が効果的！

- ・ 重症化リスクの高い者が、感染拡大時に混雑した場所へ行く時
 - ★ 本人の意思に反して、マスク着脱を強いることのないように！
 - ★ 個人の判断が尊重されるよう配慮を！
 - ★ 事業者の判断で、マスク着用を求める場合や、従業員がマスク着用している場合あり

2-2 個人としての注意点（全般） 静岡県HP／R5.8.18（金）

★ 県民の皆様へ

- 1 医療機関や高齢者施設の受診や訪問時は、できるだけマスクを着用する。
- 2 体調に少しでも違和感（特にのど・鼻）があれば、マスクを着用する。
- 3 症状（咳・熱・のど痛）が出た時は、学校や仕事を休んで、帰省・旅行も延期し療養を。
- 4 咳・熱・のど痛などの症状が軽く持病のない若い方は、休日夜間の救急外来受診は控え
て平日昼間に受診するか、市販薬で自宅療養を行う。
- 4 人が集まる所では、十分な換気・できるだけマスク着用・手洗い励行。
- 5 高齢者や持病のある方は、ワクチン接種を検討。

※ 「近くに人がいない時」や「屋外にいる時」は、マスクは不要。

★ 事業者・学校の皆様へ

症状が軽く持病もない「市販薬等で対応可能な方」が、事業者等から「検査結果や診断書を求められた」として、医療機関を受診するケースが少なからずある。県からは、外来医療のひっ迫を避けるため、感染まん延時は手続上必要な場合等を除き、検査や診断書取得を目的とした受診を従事者等に求めないようお願いする。

3 新型コロナ対策 —静岡県HPより抜粋— R5.7.5(最新) —

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/covid19/kojin/1053087/1053999.html>

● 概況

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日（月）から感染症法上の「5類感染症」に変更された。基本的に、季節性インフルエンザと同様の取扱い。

<変更のポイント>

- ・ 感染者や濃厚接触者の外出制限がなくなり、外出を控えるかどうかは個人の判断。
- ・ 医療費は、初診料以外にも自己負担が発生。

<発熱等診療医療機関を引き続き公表>

- 5類移行後も、発熱者等が受診できる医療機関を「発熱等診療医療機関（※）」として引き続き公表。医療機関を受診する際は、あらかじめ電話をして受診。受診の際はマスクを着用するとともに、医療機関の指示に従ってください。

※ <https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/covid19/kojin/1053084/1024340.html>

1 外出自粛等

(1) 感染者

- 令和5年5月8日以降、行政から陽性者に対し外出自粛は求めません。
- 国では、感染させるリスクの高い「発症翌日から5日間かつ症状軽快後24時間経過するまでの間」は外出を控えることを推奨しています。
- 登校・出勤は学校・職場の指示に従ってください。
- 外出する場合、ウイルス排出可能性のある10日間は、マスク着用や、高齢者等重症化リスクの高い人との接触を控えるなど、周りの方につたさないよう配慮をお願いします。

(2) 同居家族など

- 同居家族など、従来、濃厚接触者とされていた人も、行政が外出自粛を求めることはありません。保健所が、濃厚接触者を特定することもなくなります。

2 医療費の自己負担

	～令和5年5月7日（日）	令和5年5月8日（月）～
1 外来／自己負担あり	初診料 他	初診料、検査料、処方箋料、解熱鎮痛剤等の薬代 他
2 外来／自己負担なし	検査料、処方箋料、新型コロナ治療に必要な全ての薬代他	新型コロナ治療薬の薬代（ラゲプリオ、ゾコーバ等）
3 入院	原則、全額公費負担	<ul style="list-style-type: none"> 最大2万円／月を公費負担 新型コロナ治療薬の薬代は全額公費負担

3 医療提供体制など

(1) 外来診療体制 → <発熱等診療医療機関を引き続き公表>のとおり。

(2) 受診先の相談

- 発熱等の症状がある場合や新型コロナに罹患後に療養中に体調悪化した際には、まずはコロナと診断を受けた医療機関やかかりつけ医へご相談ください。受診先・相談先にお困りの場合は、以下のコールセンターにご連絡ください。

区分	名称	電話番号
1 静岡市にお住まいの方	静岡市発熱等受診相談センター	054-249-2221
2 浜松市にお住まいの方	浜松市新型コロナコールセンター	0120-368-567
3 両市以外にお住まいの方	受診先等の相談	静岡県発熱等受診相談センター
	その他の相談	静岡県新型コロナ対策企画課

※(注) 静岡県新型コロナ療養者支援センターは令和5年6月30日で運営終了。

(3) 自宅療養中の支援

- 行政から外出自粛を求めること無しに伴い、宿泊療養施設での受入れ、自宅療養中の食料支援や健康観察は令和5年5月7日で終了。療養中に体調悪化した場合は、まずは新型コロナと診断を受けた医療機関やかかりつけ医へご相談ください。

(4) 自己検査

- ・ 市販の抗原定性検査キット等で陽性結果が出た場合でも、県が設置していた「自己検査・療養受付センター」への登録は不要。
- ・ 自己検査・療養受付センターは、令和5年5月7日(日)午前10時で受付を終了。

4 感染状況の把握・公表 < P 2 参照 >

5 基本的な感染対策

- ・ 令和5年5月8日以降は、日常における基本的な感染対策の実施についても、行政として一律に対応を求めることはなく、事業者や個人の判断になります。下表の「国の考え方」などを参考に、各事業者の実情に応じて判断してください。

対策例	国の考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断 ※医療機関受診時などは着用を推奨
手洗い等の手指衛生 換気	新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効
「三つの密」の回避 人と人との距離の確保	流行期において、重症化リスクの高い方は「三つの密」を避けることが感染対策として有効
入場時の検温 入口での消毒液の設置 アクリル板などの設置	一定の効果はあるものの、費用対効果や換気など他の対策との重複・代替可能性などを勘案し、事業者において実施の要否を判断

※ 感染が急拡大している時期や、医療機関・高齢者施設など重症化リスクの高い方が、多い場面など、時期や場面によっては、これまでの取組を参考に感染対策を強化していくことが考えられます。

6 ワクチン接種

- ・ 5類以降後も「**ワクチン接種は自己負担なし**」で受けることができます。

区 分	接種回数	接種時期
・ 高齢者 (65 歳以上) ・ 基礎疾患のある方 ・ 医療従事者 ・ 高齢者施設等の従事者	2 回	・ 春夏 (5~8 月) ・ 秋冬 (9~12 月)
・ その他の方	1 回	・ 秋冬 (9~12 月)

参考-1 経過 (R2.1.6~R5.8.21) - 3年8か月 -



＜緩やかな増加傾向、横ばい＞ 令和5年4月以降~R5.8月下旬／

- R5.8.18(金)に県独自の「感染拡大注意報」に引き下げ
- R5.8.9(水)、厚生労働省が事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する住民への注意喚起等の目安」
- R5.8.4(金)、静岡県は県独自の「感染拡大警報」を発令 (~R5.8.17木)
- R5.7.28(金)、県独自の「医療ひっ迫注意レベル (レベル2)」へ医療状況評価レベルを引上げ
- R5.7.14(金)、県独自の「感染拡大注意報」を発令 (~R5.8.3木)

- R5.6.26(月)に尾身分科会会長が「第9波が始まっている可能性あり」発言
- R5.5.19(金)に第19週(R5.5.8-5.14)発生状況等を公表 (厚生労働省) =週1回公表へ変更
- R5.5.8(月)以降は、感染症法2類が5類へ (1/28決定)

★R5.5.17 第29回組合総会

- R5.3.13(月)以降は「マスク着用が個人判断」へ (2/10決定)

第5回WBC (ワールド・ベースボール・クラシック) R5.3/9-3/22



＜第8波＞ 令和4年10月下旬から令和5年2月上旬／

- 1/7 県の新規感染者数が過去最多「9,475人」→1/27「医療ひっ迫防止対策強化地域」指定
- 9/26(月) 全国一律で療養の考え方を転換。=全数届出を見直した。 (~2/10終了)



＜第7波＞ 令和4年7月上旬から9月上旬／

- 9/8(木) 政府が「ウイズコロナに向けた新たな段階への移行の全体像を決定」
- 静岡県の新規感染者数はR4.8.24「7,969人」と過去最高を記録。
- 5/25 第5回目ワクチン接種の開始~9/30

★R4.5.18 第28回組合総会



＜第6波＞ 令和4年新年からオミクロン株による感染拡大の波
~R4.3月下旬／

- 11/30 アフリカ帰国者からオミクロン株感染を初確認 (日本)

北京冬季オリンピック
R4.2/4-2/20, 3/4-3/13

R4.2.24
ウクライナ侵襲



＜第5波＞ 令和3年8月中旬をピークとする波~9月末／

- 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の全面解除=R3.9.30(木)
- 新規感染者がピーク(8/20)→静岡県にも発令(8/20~9/30)

2020年東京オリンピック
R3.7/23~8/8, 8/24-9/5

＜第4波＞ 令和3年4月下旬-5月中旬をピークとする波~6月下旬／

- 緊急事態宣言が沖縄県だけ6/21、一旦は沈静化
- 緊急事態宣言が4都府県(4/25)→2県(5/12)→3道県(5/16)→1県(5/23)に発令など

＜第3波＞ 令和3年1月をピークとする波~2月末／

- 緊急事態宣言が4都府県(1/7)や7府県(1/13)に発令

★R3.5.19 第27回組合総会

＜第2波＞ 令和2年8月上中旬頃をピークとする波~10月中旬／

- 東京都等での感染増加 (8月第1週ピーク)

★R2.5.20 第26回組合総会

＜第1波＞ 令和2年4月下旬をピークとする波~6月中旬／

- 緊急事態宣言が7都府県(4/7) → 全都道府県(4/16) 発令へ拡大

＜スタート＞ 令和2年1月6日 厚生労働省発表「中国武漢市における原因不明肺炎発生」／

参考-2 新規感染者数等 (第5波以降) / R3.7月~現在

第9波の可能性 (尾身会長・R5.6.26 発言)

第8波 (R4.10月下旬~2月上旬)

R5.5.22-5.28以降は 1週間の患者数/週	静岡県	東京都	大阪府	全国	定点当り (世界計)
新規陽性者数/日					
R5年 8.7-8.13/週	2,198	3,939	3,078	67,070	14.16人/定点
★ 7.24-7.30/週	2,352	4,613	4,399	78,502	15.91人/定点
6.19-6.25/週	808	2,577	1,506	30,255	6.13人/定点
5.22-5.28/週	389	1,647	797	17,864	3.63人/定点
R5年 5月8日(月)	260	1,331	552	9,310	-
4月30日(木)	184	976	460	6,754	-
3月31日(金)	133	854	319	6,739	-
2月28日(火)	315	1,181	1,007	14,625	※141,002
★ 1月31日(火)	1,565	4,862	4,289	57,264	※193,110
R4年 12月31日(土)	3,398	11,189	6,929	107,465	※494,219
11月30日(水)	3,891	14,399	6,667	138,485	※498,835
10月31日(月)	684	3,687	2,415	40,611	※373,397
9月30日(金)	992	4,558	2,626	36,646	※449,000
★ 8月31日(水)	4,893	15,428	13,675	169,750	704,891
7月31日(日)	3,844	31,541	16,473	197,792	558,258
6月30日(木)	423	3,621	2,193	23,442	913,765
5月31日(火)	505	2,356	2,314	22,009	376,243
4月30日(土)	430	2,978	1,112	25,170	592,547
★ 3月31日(木)	1,051	8,220	3,733	51,886	2,054,795
2月28日(月)	826	9,629	4,625	51,318	1,038,239
1月31日(月)	772	11,743	6,942	61,454	2,169,017
R3年 12月31日(金)	3	78	78	506	2,005,838
11月30日(火)	2	20	12	130	678,659
10月31日(日)	0	21	45	227	364,711
★ 9月30日(木)	17	219	264	1,575	466,550
8月31日(火)	479	2,926	2,346	17,716	718,848
7月31日(土)	168	4,143	1,040	12,423	742,608

全国

(注1) 「世界計」の「※」は、月曜日累計を差し引き7で除した人数

(注2) 資料出所は厚生労働省、NHKの新型コロナウイルス感染症HP

第7波 (令和4年7月上旬から9月上旬まで)

第6波 (オミクロン株による感染拡大) R4.1月から3月上旬まで

第5波 (令和3年8月上旬をピークに9月末まで)